

みんなのバリアフリー街づくり 整備ガイドブック

令和7年5月

神奈川県福祉子どもみらい局地域福祉課

はじめに

県では、平成8年4月に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、県民の皆様が利用する公共的施設をはじめ、道路や公園を安心して快適に利用できるように必要な整備基準を定め、施設等の新築・改装するに当たっては整備基準の遵守を、既存施設については整備基準に沿った整備の努力をお願いするなど、障害者、高齢者をはじめ、誰もが住み良い街づくりに取り組んできました。

その後、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の制定など、社会環境の変化に的確に対応する必要が生じてきました。

このため、県では、誰もが自らの意思で自由に移動し、社会に参加することができるユニバーサルデザインの考え方に基づいた街づくりを進めるため、平成20年12月に条例を改正し、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」として、平成21年10月1日から施行しました。

新しい条例では、バリアフリー法に基づく法委任規定を盛り込み、一定の建築物にバリアフリー化を義務付けるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、定義や責務、基本方針等の見直しを行いました。また、施行規則も改正し、色の識別をしにくい方に配慮したカラーバリアフリーを新たに規定に盛り込みました。

これにより、ハードとソフトに一体的に取り組むとともに、より幅広い対象者にきめ細かく配慮した本県独自のかながわらしい取組みを推進していきます。

街や施設のバリアフリー化を進めることは、誰にとっても暮らしやすい街づくりにつながります。この整備ガイドブックは、事業者、設計者をはじめ、県民の皆様にも、バリアフリーの街づくりの考え方や条例の整備基準に基づく施設の整備について理解を深めていただき、それぞれの施設を誰もが安心して快適に利用できるように整備を進めていただくものです。

本格的な少子高齢社会に向けて、誰もが社会に参加することのできる環境を整備することが急務となっています。本ガイドブックが広く活用され、事業者、設計者をはじめ、県民の皆様一人ひとりが、この問題を自らの問題として受け止め、それぞれの立場からバリアフリーの街づくりの実現に取り組んでいただきますようお願いいたします。

目 次

I

バリアフリーの街づくりを進めるために

- 1 みんなのバリアフリーの街づくり I - 1
- 2 バリアフリーの街づくりの進め方 I - 4

II

条例の構成

- 1 これまでの経緯 II - 1
- 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の概要 II - 2
- 3 条例の対象施設及び整備基準 II - 9
- 4 手続きについて II - 19

III

整備の基本的な考え方

- 1 建築物等の整備の考え方 III - 1
- 2 障害者等その他の関係者の参画 III - 2
- 3 建築物等の整備のポイント III - 5
- 4 動作・寸法の考え方 III - 10

IV

整備基準の解説

- 1 建築物
 - 0 解説の見かた・読みかた IV①- 1
 - 1-1 敷地内通路等 IV①- 3
 - 1-2 傾斜路 IV①- 9
 - 1-3 駐車場 IV①-11
 - 1-4 出入口又は改札口及びレジ通路 IV①-16
 - 1-5 廊下その他これに類するもの IV①-20
 - 1-6 階段 IV①-23
 - 1-7 エレベーター IV①-25
 - 1-8 便所 IV①-29
 - 1-9 浴室、シャワー室等 IV①-41
 - 1-10 客室 IV①-45
 - 1-11 客席及び舞台 IV①-49
 - 1-12 標識及び案内設備 IV①-51
 - 1-13 誘導設備 IV①-55
 - 1-14 カウンター及び記載台又は公衆電話台 IV①-59
 - 1-15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 IV①-61
 - 1-16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 IV①-66
 - 1-17 授乳及びおむつ交換場所 IV①-68
 - 1-18 休憩場所 IV①-71
 - 1-19 施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画 IV①-72

2	公共交通機関の施設	
2-1	移動等円滑化経路	IV②- 1
2-2	改札口	IV②- 7
2-3	プラットフォーム等	IV②- 9
2-4	便所	IV②-15
2-5	案内標示	IV②-21
2-6	乗車券等販売所、案内所等	IV②-23
3	道路	
3-1	歩道及び自転車歩行者道	IV③- 1
3-2	横断歩道橋及び地下横断歩道	IV③- 7
3-3	視覚障害者誘導用ブロック	IV③- 9
3-4	視覚障害者用信号機	IV③-19
4	公園	
4-1	出入口	IV④- 1
4-2	園路	IV④- 3
4-3	階段	IV④- 7
4-4	傾斜路	IV④- 9
4-5	便所	IV④-11
4-6	駐車場	IV④-15
4-7	案内標示	IV④-17
4-8	附帯設備	IV④-19
4-9	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	IV④-21

V

法委任規定の解説

1	条例第4章「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の施行に関する事項」の解説	V- 1
---	--	------

VI

関連資料

1	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	VI- 1
2	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則	VI- 7
3	条例第34条の規定による市町村条例の認定	VI- 40
4	事務処理の特例に関する条例	VI- 41
5	事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を 定める規則	VI- 42
6	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	VI- 43
7	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	VI- 67
8	点字表示	VI- 79
9	指文字	VI- 80
10	その他（案内用図記号・国際シンボルマーク・床の滑り）	VI- 81